

令和5年10月の3歳6か月児健康診査から

視力検査に加えて屈折検査を実施します。



屈折検査はなぜ必要？

お子さんの目の機能は、3歳までに急激に発達し、6～8歳くらいでほぼ完成します。しかし、強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視があると、目の正常な発達が邪魔されて、弱視（メガネやコンタクトをしても視力がでないこと）になってしまいます。そこで、屈折異常、斜視を早期に発見し、治療を始めることがとても大切です。子どもは見えにくくても自覚していないことが多く、おうちの方も気がつきません。

視力検査だけでは目の異常を見逃してしまう恐れがありますが、この検査をすることで、視力の発達を妨げる原因がわかることがあり、異常の見逃しを減らすことができます。



屈折検査の方法

健診では携帯型のスポットビジョンスクリーナーという機器を使い、眼のピントが合うために必要な度数（屈折）を調べます。少し暗いお部屋で椅子に座って（保護者の方と一緒に座っていただいても構いません）、機器の点滅する指標を見るだけです。検査時間は30秒～1分程度です。（あらかじめ準備していただくことはありません）

光刺激でてんかんなどの発作が誘発される恐れのある方は、主治医にご相談の上検査を受けてください。

<検査の様子>



日本眼科医会より引用



屈折検査で異常を指摘されたら？

眼科を受診して精密検査を受けましょう。

子どもの目の病気は、本人が不自由を訴えないことが多く、治療が手遅れになってしまうおそれがあります。見え方に問題がないようでも必ず眼科を受診しましょう。